

小児慢性特定疾病医療受給者証 更新申請手続きのご案内

現在お持ちの医療受給者証の有効期限は、令和7年9月30日までです。

引き続き更新を希望される場合は、申請期間内に更新の手続きをお願いいたします。

（お手続きは、南北保健福祉センター地域保健課、疾病対策課または、各地区保健・福祉申請受付窓口まで）

申請期間：令和7年6月2日（月）から令和7年7月31日（木）まで（土・日・祝を除く）

※ただし、8月1日（金）～9月30日（火）の間も、更新申請として受付は可能ですが、医療受給者証の交付が遅くなる可能性がありますので、ご注意ください。

窓口の混雑回避のため、郵送での申請にご協力をお願いいたします。

同封のチェックリストをご活用の上、必ず提出書類の最終確認を行っていただき、郵送する書類に☑マークを入れたチェックリスト及び申請書類を郵送してください。

【郵送申請の注意点】

- ①現在お持ちの受給者証の記載事項に変更がある場合は、変更等届が必要な場合があります。
記載事項に変更がある場合は郵送前に保健所疾病対策課までお問い合わせください。
- ②郵送された書類に不備がある場合は、一旦書類をご返送させていただく可能性があります。
再提出にあたって後日窓口にお越し頂くか、再度郵送にて不足書類を提出していただくことになり、受給者証の発行が大幅に遅れる可能性がありますので、ご了承ください。
- ③切手は必ず必要金額分を貼ってください。切手の金額不足がある場合はお受け取りできませんので、ご了承ください。

なお、郵送の場合は、保健所疾病対策課のみの受付となりますのでご注意ください。

また、提出期限は保健所疾病対策課必着といたします。

みなさまのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

同封の書類について （まず、ご確認ください）

- ・医療費支給認定申請書（更新）
- ・申請書の記入例
- ・重症患者認定申請書
- ・医療費申告書
- ・医療機関の方へ（更新申請用） → **必ず、担当医（指定医師）にお渡しください。**
- ・チェックリスト
- ・相談窓口のごあんない、連絡票

※医療意見書については、各医療機関で用意していただくこととなり、今回の案内には同封しておりませんので、ご注意ください。個人でご用意いただく場合は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ（<https://www.shouman.jp/>）からダウンロードをお願いします。

（ご自宅でのダウンロード等が困難な場合は、保健所疾病対策課までご相談ください。）

提出書類について

☆マークが付いている書類は必須です。

(1) 申請書関係

☆□ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（更新用）

裏面も記入する必要があります。記入例を参考にご記入ください。

申請日時時点で18歳以上の患者の方は、申請者の欄には患者本人の情報をご記入ください。

※こすると消えるボールペンや鉛筆は使用不可

☆□ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

□ 障害者手帳の写し

重症申請される方で、障害者手帳をお持ちの場合は、写しをご提出ください。

(2) 意見書関係

※医師が記載する書類です。

☆□ 医療意見書（継続申請用）

疾病ごとに意見書が必要となるため、複数の疾病がある方はご注意ください。

□ 人工呼吸器等装着者申請時添付書類

継続して常時、生命維持管理装置を装着し、かつ日常生活動作が著しく制限されている方

(3) 保険関係

☆□ 受診者本人の健康保険の加入状況が確認できる書類等の写し

・有効期限内の健康保険証、資格確認書、資格確認のお知らせ（被保険者が記載されているもの）又はマイナポータルの健康保険情報画面をご提示ください。

※郵送の場合はコピーを送付してください。

・生活保護受給中で健康保険に加入されている方もご提示ください。

・生活保護の方は生活保護受給証明書をご提出ください（医療券ではありません）。

□ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方）

□ 特定疾病療養受療証（お持ちの方）

□ 同一世帯内の小児慢性特定疾病医療費受給者証又は特定医療費受給者証の写し

同一世帯内（医療保険における世帯）に、他に小児慢性特定疾病又は特定医療費（指定難病）の受診者がいる場合、世帯の負担が増えないよう、自己負担限度額が按分されます。

(4) 所得証明書関係

□ 令和7年度市民税・県民税課税額証明書（以下の方のみ必要となります）

・「国民健康保険組合」（医師国保・建設国保・土木国保・食品国保など）で、同じ記号・番号の健康保険証を使用している16歳以上の方（高校生の方を除く全員分が必要です。）

なお、建設連合国保の方は16歳未満の方の分も必要となりますのでご注意ください。

- ・被用者保険加入の方で被保険者の令和7年度市民税が非課税の方（被保険者の分のみ必要）
- ・「兵庫食糧国民健康保険組合」、「兵庫県建設国民健康保険組合」、「大阪府医師国民健康保険組合」の方については「不要」です（市民税申告は必要です）。
- ・保険変更申請により、今年度の市民税・県民税課税額証明書をすでに提出済みの方は、更新の際には今年度の市民税・県民税課税額証明書を改めて提出いただく必要はございません。

□ 年金や手当額など収入額がわかるもの

非課税世帯の方で、遺族年金など非課税収入（※）のある方。

（※）障害年金・遺族年金・寡婦年金、特別障害者手当、障害児手当、特別児童扶養手当等

（５）その他

☆□ チェックリスト

□ 自己負担上限額管理票（写し）

高額な医療が長期に継続していることを証明する書類として必要になります。

※受給者証の有効期限開始日からお手元に受給者証が届くまでの期間に受診した小児慢性特定疾病に係る医療費は自己負担上限額管理票に記載されていない可能性があります。

自己負担上限額管理票に記載されていない小児慢性特定疾病に係る医療費がある方で、「高額な医療が長期に継続する方」に該当する場合は別途提出が必要な書類がありますので、詳しくは保健所 疾病対策課までお問い合わせください。

高額な医療が長期に継続する方とは・・・

小児慢性特定疾病についての医療費総額が、5万円を超える月が年6回（更新申請を行う日が属する月以前の12カ月以内）以上ある場合、自己負担上限額が重症の方と同額になります。（自己負担上限管理票の「医療費総額（10割分）」欄をご確認ください。）なお、一般所得以上で認定された方が対象です。

例）申請を7月にする場合、去年の8月から今年の7月の間に6回（6か月分）以上

市民税の申告について

未申告の場合、自己負担上限額を「上位所得（自己負担上限額が一番高額な階層）」として取り扱う可能性がありますので、下の表をご確認いただき、申告が必要な方は必ず申告するようお願いします。

保険種別	申告が必要な方
国民健康保険（国保組合を含む）	同じ国保に加入している方で未申告の方（扶養関係問わず） ※令和6年12月31日時点で、16歳未満の方及び高校生の方は不要です。 <u>※建設連合国保組合の方は16歳未満の方必要です。</u>
被用者保険（全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合等）	被保険者（前年分が未申告の場合）

自己負担限度額について

支給期間中に階層区分が変更となる場合は、変更申請が別途必要となりますので、ご注意ください。

階層区分	階層区分の基準			患者負担割合　：　2割		
				自己負担上限額　（外来＋入院＋薬代＋訪問看護）		
				一般	重症患者（※）	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護	-		0	0	0
II	低所得Ⅰ	市民税 非課税 （世帯）	収入　～80万9千円以下	1,250		500
III	低所得Ⅱ		収入 80万9千円超	2,500		
IV	一般所得Ⅰ	市民税所得割額　7.1万円未満		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ	市民税所得割額　7.1万円以上～ 25.1万円未満		10,000	5,000	
VI	上位所得	市民税所得割額　25.1万円以上		15,000	10,000	
入院時の食費				1/2　自己負担		

（※）現行の重症患者基準に適合する者、高額な医療が長期に継続する者（（医療費総額が5万円／月）を超える月が年間6回以上ある場合）のいずれかが該当。

・血友病等の方は、全額公費負担です。

ホームページについて

関係書類については、尼崎市ホームページからダウンロードが可能です。

市内の指定医師及び指定医療機関等も掲載しておりますので、ご活用ください。

尼崎市ホームページ <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

>くらし・手続き >健康・医療 >医療費の助成 >小児慢性特定疾病医療費支給事業について

自立支援事業について

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に対して、自立支援員が相談に応じたり、ご自宅や病院などへ訪問を行う事業です。お気軽にご利用ください。

なお、相談をご希望の方は、同封の相談連絡票を申請書類とともに、ご提出ください。

更新申請受付窓口

尼崎市保健所 疾病対策課	七松町1-3-1-502	ﾌｧﾐﾘｰ立花南館5階	06-4869-3053
北部保健福祉センター 北部地域保健課	南塚口町2丁目1-1	さんさんｸﾗﾌﾞ1番館5階	06-4950-0637
南部保健福祉センター 南部地域保健課	竹谷町2丁目183番地	出屋敷ﾊﾞﾙ5階	06-6415-6342
中央地区 保健・福祉申請受付窓口	開明町2-1-1	開明庁舎	06-6413-5381
小田地区 保健・福祉申請受付窓口	潮江1-4-5	ｱﾐﾂｸﾞ 潮江ﾌﾟﾗｽﾄいきいき3階	06-6480-5593
大庄地区 保健・福祉申請受付窓口	大島3-9-25	大庄北生涯学習プラザ	06-6419-2941
立花地区 保健・福祉申請受付窓口	栗山町2-25-28	立花南生涯学習プラザ	06-6427-7778
武庫地区 保健・福祉申請受付窓口	武庫の里1-13-29	武庫西生涯学習プラザ	06-6432-5400
園田地区 保健・福祉申請受付窓口	食満5-8-46	園田東生涯学習プラザ	06-6492-1182